

日・ウズベキスタン投資協定 (交渉の経緯と協定の概要)

1. 経緯

日付	経緯
2007年 11月	タシケントで開催された日本・ウズベキスタン・ビジネスフォーラムで、両国は、投資の保護及び広範な自由化の要素を含む二国間投資協定の締結に向けた交渉を開始することで一致。
2008年 2月	第一回交渉（於東京）
2008年 4月	第二回交渉（於タシケント）
2008年 5月	第三回交渉（於東京）
2008年 8月	平岡邁駐ウズベキスタン大使とノロフ外務大臣が協定に署名。 (於タシケント)

2. 協定の意義及び特徴

(1) 意義

日本とウズベキスタンの間の投資、特に日本企業の対ウズベキスタン投資を促進し、両国間の経済関係を強化する。

ウズベキスタンにおける日本企業の投資財産を保護する。

海外直接投資を誘致する形での経済発展を志向するウズベキスタンの成長戦略に貢献する。

(2) 特徴

本協定は、投資財産の保護に加え、投資の自由化に関する規定も置いている。具体的には、(1) 投資の許可段階の内国民待遇及び最恵国待遇の原則供与(第2条)、(2) 締約国による投資家との契約遵守義務(第3条3)、(3) 投資障害要因効果を有する特定措置の履行要求の原則禁止(第5条)等が規定されている。

締約国は、附属書に規定されている措置等を除き、これらの規定を遵守する義務を負う。

3 . 協定の主要な内容

(1) 投資家及び投資財産の保護

内国民待遇(第2条1)、最恵国待遇(第2条3)、投資家との契約の遵守義務(第3条3)、特定措置の履行要求の禁止(第5条)、収用と補償(第11条)、争乱からの保護(第12条)、資金の移転(第14条)

(2) 適用除外

一般的例外及び安全保障のための例外(第17条)、一時的なセーフガード措置(第18条)、信用秩序の維持のための措置(第19条)

(3) 紛争解決

両締約国間の投資紛争の解決(第15条)、締約国と投資家との間の投資紛争の解決(第16条)、合同委員会(第22条)

(4) その他

発効、終了等(第26条)

(5) 附属書

内国民待遇(第2条1)、最恵国待遇(第2条3)及び特定措置の履行要求の禁止(第5条)に対する両国の留保事項。

4 . 今後の見通し

今後、両国は本協定の早期発効を目指して所要の国内法上の手続(国会承認等)を速やかに進めることになった。

(注:本協定は、所要の国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後30日目に発効する。)